

用地取得マネジメントの実施において平成
20年10月に補償コンサルタント登録規程に新
たに設立された「総合補償部門」の登録を
けた補償コンサルタントの活用を図るこ
してい。総合補償部門の業務内容は、
取得マネジメントを遂行することであり、
公共用地取得交渉業務に至る、用地取得
公用地取得工程管理計画図書の作成業
全てが包括された業務である。務か
①公共用地取得工程管理計画図書の作成業務

公共用地取得工程管理計画図書の作成業務
は、用地アセスメントを中心とした計画図書
の作成業務である。用地アセスメントにより
把握した用地リスク情報を基に用地リスク図
を作成し、用地取得工程管理計画策定のた
の根拠となる資料の作成を行う。また、公
用地取得工程管理計画図書の作成業務には、
用地補償費概算予算に係る参考図書の作成
含まれている。

②公共用地取得に関する工程管理業務
用地アセスメントの実施により把握した用
地リスク情報を基に、個別用地リスク工程表、
複合用地リスク工程表の集積により「用地取
得工程管理計画書」の作成を行い、当該計画
書に基づいて用地取得の工程管理を実施す
ることにより、計画的かつ効率的な用地取得
実施するものである。用地取得工程管理計画
書の作成にあたっては、用地取得期間を短縮
するための効率化策の導入についても検討し、
工程表へ反映すること。

③ 補償に関する相談業務

相談業務は、権利者等からの補償内容、用地取得に関する手続き、移転先、税金、生活再建等の様々な相談に応じ、その解消を図ることにより、用地取得を含めた事業への理解と協力を得るために実施する業務である。

④ 関係権利者等に対する補償内容等に関する説明業務

用地補償に関する説明業務は、事業の進捗状況により異なるが、事業の内容、事業の範囲は、事業の種類・地域の状況・被補償者数等により把握し、説明会業務実施方針を作成し、発注者と協議を行う。中でも、説明会の開催場所・日時・招集者の範囲、配布資料、説明会で使用するパンフレット、説明内容は重要な事項のため、詳細な説明会実施マニュアル、説明内容、質疑応答集を作成し、発注者と十分に協議を行う。

⑤ 公共用地交渉業務

公共用地交渉業務の業務内容は、関係権利者の特定、補償金算定書の照合、交渉方針を踏まえて権利者等と面談し、補償内容等の説明を行い、権利者等から事業への理解と協力を得ることを目的とした業務である。公共用地交渉業務は、調書の説明・確認が第1段階、補償内容の説明及び補償金協議書の説明・交付が第2段階、補償契約書の説明及び契約の承諾が第3段階と、3段階に分類されている。

(20 字 × 30 行 = 600 字 / 頁)